

区域に指定される

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）では

島根県では平成26年度に土砂災害警戒区域の指定（一巡目）が完了しており、下記の施策等が実施されています。

1. 市町村地域防災計画への記載
2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制
3. ハザードマップによる周知の徹底
4. 宅地建物取引における措置



土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）で

土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域では下記のとおりソフト対策が実施されます。

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅宅地分譲や社会福祉施設、医療施設といった要配慮者利用施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと島根県が判断した場合に限って許可されることになります。

2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の損壊を防ぐため、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して建築物の構造が安全なものとなるよう、居室を有する建築物については、建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。

※新築や増改築の場合に構造規制が適用されます。

現在お住まい家屋をすぐに直す必要はありません。

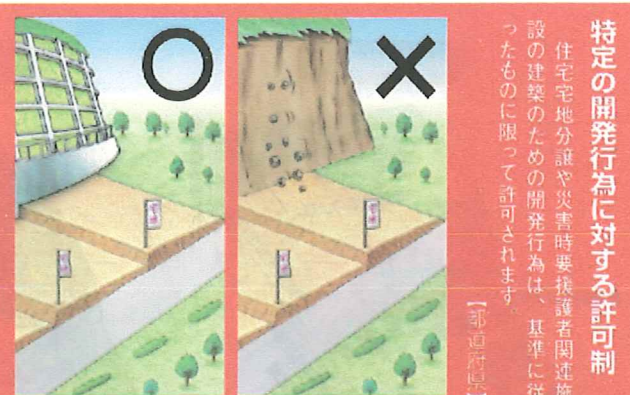
内装改修やリフォームの場合も適用されません。

3. 建築物の移転勧告

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、その住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者または占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について、島根県知事が勧告することができるようになります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は当該宅地又は建築物の売買等にあたり、特別警戒区域である旨、特定開発行為の制限や建築物の構造規制について重要事項説明を行うことが義務付けられます。



支援制度について

土砂災害特別警戒区域内で新築や増改築をする場合に、建築基準法に基づき壁の補強等を行うときは補助を受けれます。また、区域内にある住宅を安全な場所に移転する場合にも補助を受けることができます。

建築基準法に基づく壁の補強等を行う場

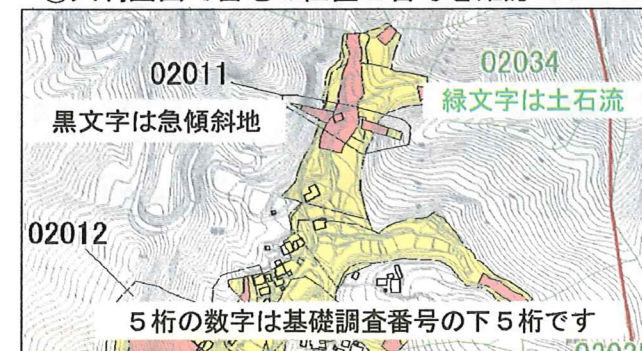
土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事

区域内の住宅を安全な場所に移転する場合

がけ地近接等危険住宅移転事業

指定区域の確認の仕方

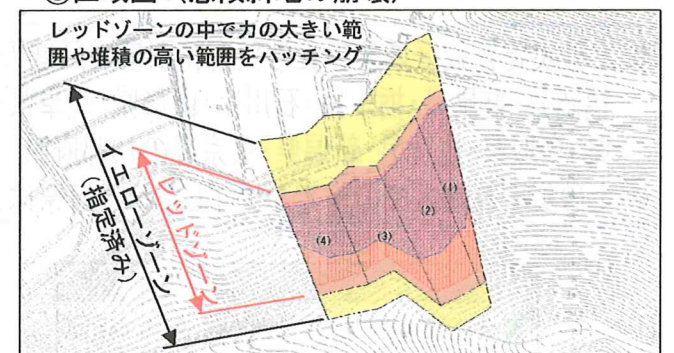
①大判図面で自宅の位置と番号を確認



②区域図の右肩にある表で現象と番号を照合



③区域図（急傾斜地の崩壊）



※島根県のホームページより

島根県トップページ

マップonしまね

土砂災害警戒区域／土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果

隠岐の島町の指定状況

島根県では、平成26年度に県内全域の土砂災害警戒区域の指定が完了しており、現在、特別警戒区域（レッドゾーン）の調査・指定を進めています。

市町村名	旧町村名	土砂災害警戒区域 (指定済み数)				特別警戒区域 (指定予定数)		
		土石流	急傾斜	地すべり	計	土石流	急傾斜	計
隠岐島町	西郷町	141	218	14	373	25	212	237
	都万村	43	49	9	101	5	47	52
	布施村	16	14	1	31	2	14	16
	五箇村	82	81	10	173	10	78	88
	計	282	362	34	678	42	351	393